

大事なのは「問いの質」

代表弁護士 和氣 良浩
顧問弁護士に相談される際、多くの方が目の前の問題の詳細や専門的な側面に意識を向けがちです。もちろん、事実関係の把握は不可欠ですが、弁護士として数多くの案件に接しているからこそ、より抽象的で希望に基づいた「問い」を持つことの重要性を実感しています。

トラブルに巻き込まれると、視野が狭くなり、一側面だけに固執しがちです。しかし、第三者である弁護士に相談することで、新たな視点を得ることができ、思いもよらない解決策が見つかることがあります。問題を異なる角度から捉えることで、新たなチャンスが生まれるのです。

弁護士の役割は、単に質問に答えることではありません。むしろ、クライアントご自身が本当に望んでいることを明確にし、その問いを深めていくことが重要です。「問いが決まれば答えは自ずと見えてくる」と言われるように、適切な問いを立てることで、解決策の方向性も定まります。

専門家と一緒に適切な「問い」を導き出す

どのような「問い」を立てるかによって、導き出される答えは大きく変わります。「問い」を立てるところから弁

護士が関与し、本質的な「問い」にしていくお手伝いができるのではないかと思います。単に表面的な問題にとらわれるのではなく、「どうありたいのか」という希望に基づいた「問い」を持つことこそが、真の問題解決への第一歩となるのです。

企業の皆様にとって、目の前の相談を解決するだけでなく、その先の成長や発展を見据えた「問い」を立てることが、今後の成功に繋がると確信しています。我々弁護士は、そのプロセスを共に考え、最良の未来を築くためのパートナーとして寄り添ってまいります。



「慰謝料」は、物価上昇の影響を受けない？

パートナー弁護士 笹野 皓平
法律に詳しくない方でも、「慰謝料」という言葉を聞いたことがある方は多いと思います。

昨今、食料品や光熱費などの値上がりが頻繁に報道されるようになり、物価高騰が叫ばれていますが、果たして、

法的に認められる「慰謝料」は、こうした物価上昇の影響を受けるのでしょうか？

慰謝料の種類には様々なものがありますが、ここでは、労災事故に遭った被災者が会社側に請求できる慰謝料を例として、一旦考えたいと思います。

後遺障害を負った場合の慰謝料は、この先100年後も最大2800万円程度のまま？

事案にはよるものの、長らく、労災事故によって重篤な後遺障害を負った場合に認められる慰謝料は、通常、2800万円程度が最大であるといわれてきました。

しかし、食卓に並ぶ卵（鶏卵）が約30年前と比較して「2倍」近くの価格になった、といわれることなどを踏まえると、こうした慰謝料相場が長期にわたって変動しないことは、バランスを欠いているのではないか、という声もあろうかと思っています。

仮にこの先100年後もこうした慰謝料相場が変わらない場合、100年後の物価とのバランスを著しく欠く結果、たとえ法的に認められたはずの慰謝料が支払われたとしても、実質的な被災者救済につながらないおそれがあります。一般に、賠償が認められる損害の種類には、慰謝料以外の項目（逸失利益など）も存在するため、そうした項目による調整が一部可能であると考え余

地はあるものの、慰謝料に対するこうした扱いは、法が予定した結果とは異なる結果を招く危険を持っています。

もちろん、物価は必ずしも上昇局面だけを経るわけではありませんが、長期的に見れば、やはり上昇していくものであるという見方は多いと思われますので、今後、判決などを中心として、こうした観点を適切に踏まえた柔軟な法的判断が積み重なっていくことを期待しています。



いわゆる五月病にご注意を

弁護士 福本 有希
4月中旬頃から、外は心が躍る陽気な日が続くようになりました。新入社員を迎え、新たな風とともにさらに前進された企業様もいらっしゃると思います。

新入社員に限りませんが、5月の祝日もはさみ、環境の変化などにともない心身の不調をきたす症状が出る方もいらっしゃるようです。いわゆる五月病といわれるものです。

会社の安全配慮義務

会社には、従業員の安全配慮義務が課されています。労働者の安全に配慮し、労働者が心身ともに健康で働けるよう

に、また、心身の状態を把握して適切な措置を講じなければなりません。従業員の働きたいという気持ちに寄り添いつつも、働くことやそのときの環境が心身の状態に沿わない場合には、業務量の調整や、ときには休職命令を出すことも検討しなければならないでしょう。

事前にできることは

誰しも環境の変化には気付かぬうちにストレスを感じるだろうと思いますので、業務を可視化して過度な負担や偏りが生じないようにする、上司や同僚、産業医などに相談しやすい環境やコミュニケーション体制を整える、ほかには、新入社員には先輩社員がメンターとして付く制度を設けたり、休憩スペースを充実させる、時間の合間にストレッチをする時間を設ける会社もあるようです。

定期的なストレスチェックや健康診断、休暇の取得を推奨するほか、従業員と積極的にコミュニケーションをとって異常を察知することも一つかもしれません。

時代の流れに応じて少し新たな取り組みを取り入れてみることも、従業員の成長、ひいては企業の成長につながるのかもしれません。

新しく楽しい科学

パラリーガル 岡田 麻衣

先日、東京の「IMAGINUS（イマジナス）」という科学体験施設に息子と行ってきました。

こちらは閉校になった小中一貫校の校舎を利用し、「次世代型科学教育の拠点」事業として作られ、2023年にグランドオープンしたようです。

いろいろな体験（一部予約制）ができるのですが、今回私たちは「3Dプリンター入門講座」を体験してきました。「3Dプリンター入門講座」では、実際に3Dプリンターを使って、小さなキーホルダーを作りました。初めの説明の際に、講師が子供たちに「素材を何度くらいの熱で溶かして作ると思う？」と聞くと、「1000度！（機械が燃える）」とか「20度！（すでに常温で溶けてる）」等の答えが返ってきて面白かったです。ちなみに正解は200度でした。

日々技術革新が進んでいて、なおかつ最新の技術にこうやって小さい頃から触れられる場があるのはすごいなと思いました。身近なところでも、息子の小学校でタブレットの導入が進み、連絡帳はもちろんのこと、本読みの宿題がタブレットで動画撮影して先生に送信、というのには驚きを隠せません。時代に取り残されないよう積極的に新しい技術に触れ、利用していきたいなと思う今日この頃です。



CORPORATE
SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト
0120-929-739
【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigyo@wk-gl.com へご連絡をお願いいたします。